（様式５）

最終更新日：令和4年10月25日

（公財）日本自転車競技連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※本連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://jcf.or.jp/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（ア）組織において長期的に目指すこととしては、定款に記載されている自転車競技（サイクルスポーツ）の普及振興であり、組織運営の基盤となる登録者の更なる拡大を目指すために理事会の承認を得て各種事業を実施しており、その事業計画および結果については、評議員会の承認を得て、連盟ＨＰに掲載している。 （イ）組織運営体制の強化に関する取り組みについては、令和３年の理事改選に伴い会議体構成を大きく変更し、各委員会・部会の主体性、機動性を強化した。 （ウ）現在、理事メンバーによる中長期計画立案プロジェクトを立ち上げ、連盟としてのビジョン、運営方針、その他のアクションについて検討中。2023年3月末までに理事会承認を経て策定、公表する予定である。	1.令和４年度事業計画書 2.令和３年度事業報告書 3.役員選任規程新旧対照表 4.専門委員会規程
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	（ア）現状、本連盟事務局においては、オリパラ終了に伴い関係協力団体等からの出向者が減少したこと、また恒常的に派遣職員に依存していることに伴い、システム化等による省力化を図り、自助自立する体制を構築し、これを維持継続する必要があると認識している。ただし最低限の人材確保は必要ではあるため、令和３年度から４年度にかけて３名の総務及び業務関係職員を採用した。 （イ）人材育成については、JOC及びJSPO等による各種研修会へ役職員を積極的に参画させている。 （ウ）連盟事務局業務のうち総務部門については、令和４年度において総務部長の退職に伴い新規採用を行ったが、数か月での退職となったため、年度内に総務関係職員の再補充を行う予定である。 （エ）なお、人材の採用及び育成に関する計画については、2023年3月末までに中長期計画の一環として策定、理事会及び評議員会の承認を経て公表したいと考えている。	5.事務局職員配置表
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	（ア）現状、本連盟における総収入の約6割強を各種補助・助成金に依存しており、将来的には、登録料および大会参加料等による収入を増やすとともに、スポンサー収入等新たな収益事業を模索するなど自助自立を目指し、補助・助成金に依存する割合を低減する必要があると認識している。 （イ）2020東京大会後のスポンサー離れ等により2022年度は財政状況がひっ迫しており、遠征や合宿の規模を縮小する等大幅な予算の縮小を実施しており、抜本的な財政面の見直しが必須との認識でいる。 （ウ）なお、財務の健全性確保に関する計画については、2023年3月末までに中長期計画の一環として策定、理事会及び評議員会の承認を経て公表したいと考えている。	6.令和3年度決算報告書・監査報告書 7.令和3年度収支予算書
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（ア）令和3年度-令和4年度役員の改選において、「外部理事扱い」を定義し役員選任規程第2条第3項および第4項において、専門的知見を有する者を積極的に公募もしくは理事会より推薦したことにより、「外部理事扱い」を含む外部理事の割合を２５％以上確保することができた（３０％達成）。併せて、加盟団体に女性理事候補者の推薦を促し、また女性理事候補者を積極的に公募するとともに理事会において推薦し、女性理事の割合を４０％以上確保することを努力目標としたが、これについては２５％に留まった。 （イ）次期役員（令和5年度-令和6年度）改選時に向けて、女性理事の割合増を含む理事会体制の適正数の見直し等ガバナンスコードに適合すべく、今後加盟団体等の意見も募った上で関連諸規程の改正について議論を行う。 ◆外部理事と同等の取り扱いとする「外部理事扱い」の定義 ・例えば、法務、会計、マーケティング、ビジネス、医学、薬学、生物学的な女性もしくは生物学的な女性種目等の専門的知見による貢献を期待して理事として任用した場合。 ・上記例示のほか、本連盟が実施する短中期のプロジェクト等において理事会が当該理事を専従として配置し（、当該プロジェクト等への専従を評議員会が承認し）た場合。	8.令和3年度・4年度理事一覧

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	（ア）令和3年6月14日に開催された令和3年度定時評議員会において、令和3-令和6年度評議員の改選が行われ、外部評議員は0%→0%（63人中0人)、女性評議員は0%→9.5%（63人中6人）となった。 （イ）今後、NFとしての本連盟の性質や評議員会の本来の役割を改めて検証し、その結果を踏まえた適切な目標数値を検討するとともに、外部および女性の評議員の適切な目標割合および選出過程について、2023年3月末までに加盟団体等の意見も募った上で関連諸規程の改正について中期計画の一環として策定、理事会及び評議員会の承認を経て公表したいと考えている。	9.評議員名簿（20210614現在）
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（ア）2021年7月に「アスリート委員会準備プロジェクト」を立ち上げ、パリオリンピック・パラリンピックが開催される2024年までにアスリート委員会を設置することを目標に具体的な検討に入っていたが、今後理事会承認を受け2022年12月31日までに「アスリート委員会」として正式に立ち上がる予定。	10.アスリート委員会設立に向けた検討結果報告
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	（ア）現状、専門的知識を有する理事を含む20名の理事により理事会を構成している。 （イ）本連盟内には事業規模を鑑み、機関決定を迅速に行うため、１０の専門委員会、１６の専門部会があり、各委員会・部会には原則理事を2名以上配置することとしている。 （ウ）各委員会・部会に複数名体制で理事を配置することは、部会から委員会を経由した理事会との連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うとともに、理事による業務執行の監督上も、適切なガバナンス機能に寄与している。 （エ）以上の観点から、現行体制は実効性もあり、その機能に鑑みれば適正な規模ともいえるが、2023年3月末までに加盟団体等の意見も募った上で関連諸規程の改正について中期計画の一環として策定、理事会承認を経て公表したいと考えている。 　なお、令和3年度理事会開催状況は、計１２回である。（詳細は、JCFホームページ連盟概要、報告書関連に掲載の令和3年度事業報告書に記載）	11.令和3年度・4年度ＪＣＦ会議体構成図 12.令和3年度・4年度理事一覧
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（ア）本連盟においては、定款第31条第6項により、理事又は監事は、就任時においてその年齢が70歳未満でなければならないと規定している。	13.定款
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	（ア）役員の再任上限を原則５期（10年）とする「理事再任期間上限に関する規程」を制定し、令和３年度-令和４年度の役員改選から適用した。 （イ）【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 　（２）当該理事の実績等に鑑み、法人の運営上、または特に重要な国際競技大会等に向けた競技力向上もしくは競技運営力向上をはじめとする中長期の目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事もしくはプロジェクトリーダー等を務めることが不可欠である特別な事情があると理事会が認め、これに基づき評議員会が理事として選任した場合については、令和3年度-令和4年度役員の改選において、２名の理事が適用された。（１名は選手強化に不可欠な者、もう１名は競技運営（特に審判業務）に不可欠な者）	14.理事再任期間上限に関する規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	（ア）役員候補者選考委員会の要否および当該委員会を設置する場合の構成員については、前述の役員選任規程の改正および理事会の適正規模の検討と併せて検討する必要があり、次期役員（令和5年度-令和6年度）改選時に適用できるよう2023年3月末までに加盟団体等の意見を聴取し、中長期計画の一環として理事会及び評議員会の承認を経て策定する予定である。	
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	（ア）本連盟における加盟団体、評議員、役職員、登録者およびその他競技関係者については、コンプライアンス規程第2章に「禁止行為」として法令遵守および本連盟諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を禁止する旨を記載し、同第3章で違反した際の処分等について定めている。 （イ）さらに職員については、事務局職員服務規程第2条第1項第1号で本連盟諸規程を遵守する旨で記載し、就業規則第8章第2節で違反した際の懲戒について別途定めている。 （ウ）加えて、強化指定選手および強化スタッフについては、自転車競技強化指定選手・強化スタッフ行動規範各項に「行動規範」および違反した際の処分等について定めている。	15.コンプライアンス規程 16.就業規則 17.事務局職員服務規程 18.自転車競技強化指定選手・強化スタッフ行動規範
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、常務理事会（議事運営）規程、選手強化本部規程、専門委員会規程、部会に関する規程等、業務に関する各種規程を整備している。	15.定款 16.常務理事会（議事運営）規程 17.選手強化本部規程 4.専門委員会規程 18.部会に関する規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	事務局規程、個人情報保護管理規則、特定個人情報取扱規程等、法人の業務に関する必要な各種規程等を整備している。	19.事務局規程 20.個人情報保護管理規則 21.特定個人情報取扱規程（下位規程含む）
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員に関する「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」、事務局職員の給与等に関する「給与規程」および役職員の旅費等に関する「出張旅費規程」を整備している。	22.役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 23.給与規程 24.出張旅費規程（下位規程含む）
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第4章において本連盟の資産・会計について定めているほか、経理規程、運営改善特定基金に関する規程、選手強化費等特定基金取扱規程、特定費用準備資金等取扱規程等、法人の財産に関する各種規程を整備している。	25.経理規程 26.運営改善特定基金に関する規程 27.選手強化費等特定基金取扱規程 28.特定費用準備資金等取扱規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	（ア）競技者登録規程等において、登録者（チーム等を含む）の範囲・手続き等の必要事項に加え、登録料に関する規則を定めている。 （イ）加盟団体規程において、本連盟加盟団体の年次分担金の納入に関する規則を定めている。 （ウ）維持会員規程において、維持会員の権利・義務に加え、維持会費の納入に関する規則を定めている。 （エ）寄附金等取扱規程において、通常寄附金および特別寄附金に関する規則を定めている。	29.競技者登録規程 30.公認審判員規程 31.主催者登録規程 32.チーム登録規程・チーム・アテンダント規程 33.加盟団体規程 34.維持会員規程 35.寄附金等取扱規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	（ア）選手強化本部規程において、代表選手については、選手強化本部会又は選手強化委員会にて選考する規則を定めている。 （イ）選手強化本部規程および専門委員会規程において、代表選手を選考する場合等に部会員もしくは委員が対象となる選手と特別な利害関係があるときは当該事項について議決から除外する規則を定め、公平性を確保している。 （ウ）強化指定選手に対する指定取消し等の不利益処分に関する手続規程において、選手の権利保護に関する規則を定めている。	17.選手強化本部規程 36.国際競技大会派遣基準 37.強化指定選手に対する指定取消し等の不利益処分に関する手続規程
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	（ア）公認審判員規程において、第１級から第３級までの審判員に必要な技量を定め、同規程に基づき資格審査を行い登録・管理を行っている。 （イ）大会における審判については、その役職に応じ必要な資格を定め、審判の質の確保を図っている。 （ウ）現状、主要な大会における審判員の配置については、大会の格や規模および審判員の経験値等による合理的な配置、選手との利害関係の有無等の公平性の確保等を総合的に勘案して審判委員会が選任している。 （エ）審判委員会における主要な審判員の選任にあたっては、各審判員のスケジュールと担当回数を主要な考慮要素とし、各審判員の年間スケジュールを事前に聴取して回数等を平準化すべくあっせんを行っている。	38.公認審判員規程
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	（ア）法律相談の全般として、法律事務所との顧問契約を締結し、業務遂行上に懸念等ある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。また、現状は弁護士資格を有する理事を配置している。 （イ）役職員の業務遂行上、必要に応じて法的知識を学ぶための外部研修等を受講しており、今後も継続的に実施する予定である。	39.顧問弁護士契約書 40.翼法律事務所HP
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	（ア）本連盟では、平成３０年度第６回理事会の決議を得て、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が策定したコンプライアンス強化ガイドラインを参照し、コンプライアンス関連規定の全面見直しを実施するとともに、従来の「倫理委員会」にコンプライアンスの要素を含めた「コンプライアンス委員会」として改組し設置している。 （イ）コンプライアンス委員会の権限については、コンプライアンス委員会規程に定めている。前述の改組から１年間の運用を経て露見した運用上の不具合について、令和元年度第１回コンプライアンス委員会の承認および令和元年度第７回理事会の決議を得て、コンプライアンス関連規定を一部改正を行った。また、令和2年12月に第1回コンプライアンス委員会を開催した。今後も引き続き、規程および運用について点検、改善を行うこととしている。 （ウ）コンプライアンス委員会には女性種目にも精通している学識経験者を配置するとともに、コンプライアンス違反に対する処分審査を検討する審査委員会に女性委員を1名配置している。	41.コンプライアンス委員会規程 42.R3・R4コンプライアンス委員会委員名簿 43.コンプライアンス委員会議事録（R1第1回） 44.R3・4調査委員会委員名簿 45.R3・4審査委員会委員名簿 46.R2第1回コンプライアンス委員会議事録

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	本連盟では、以下の委員によりコンプライアンス委員会を編成している。 （ア）本連盟理事（都道府県車連選出１名・理事会推薦学識経験者１名）を含み、本連盟および自転車競技に精通している。 （イ）外部有識者として、本連盟顧問弁護士とは異なる弁護士を含み、当該弁護士は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の調停人を務めることもあり、スポーツ法に精通している。 （ウ）外部有識者として、元筑波大学人間総合科学研究科教授を含み、スポーツ倫理に精通している。	42.R3・R4コンプライアンス委員会委員名簿
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（ア）JOCが主催する「スポーツ団体ガバナンスコード等に関する研修会」（選手強化にあたって知っておくべき基礎知識）に業務及び強化担当が参加し、ガバナンスの強化に努めた。 （イ）JSC主催の令和3年度中央競技団体役員向けコンプライアンス研修に参加。 （ウ）総務委員および事務局員が「ＪＳＰＯ加盟団体経営フォーラム」等へ定期的に出席し、知見を深めるとともに、役職員に対し情報の共有を図った。	
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（ア）令和４年度には、アンチドーピングを含むコンプライアンス講習会をトラックナショナルチーム（コーチ等含む）、ジュニア合宿時、加盟団体に対して開催した。（今年度、今後も実施予定） また、今後他強化指定選手に対しての講習会を下半期実施予定。 （イ）令和４年度に、インターハイ及び栃木国体において指導者向けセクシャルハラスメント防止に関する研修会を開催予定もコロナ及び日程の都合上取りやめた。	
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（ア）令和３年度から４年度にかけて、リモート講習により月に１回程度各種目の審判員に対して順次規則のアップデートを図るとともに、コンプライアンス教育を実施している。	
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	（ア）協賛社等との各種契約におけるリーガルチェックや登録者等との係争等を想定して、法律事務所との顧問契約を締結し、業務遂行上に懸念等ある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。また、現状は弁護士資格を有する理事を配置している。 （イ）財務会計部門においては、法令に基づき監査法人との監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 （ウ）また、財務会計部門においては、諸税公課や日々の会計処理等における助言を求めることを想定し、税理士事務所と顧問契約を締結し、日々の経理処理等において適切な助言を受けて実施している。 （エ）労務部門においては、従業員の労働環境改善や労働法規対応を想定し、社会保険労務士事務所と顧問契約を締結し、業務遂行上に懸念等ある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。	47.顧問弁護士委託契約書 48.顧問税理士委託契約書 11.令和元年度決算報告書・監査報告書 49.顧問社労士委託契約書 50.監査法人委託契約書
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（ア）前述原則３(2)④のとおり、外部監査法人および顧問税理士の指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 （イ）本連盟監事には専門性を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。 （ウ）財務・経理処理において、法令および本連盟規程に則った処理が行われているか、同外部監査法人による監査を受けるとともに、期中においては（イ）の監事との面談が行われるなど、財務・経理の業務執行に関する適切性に係る監査を受けている。 （エ）期末決算時においては、監事及び外部監査法人より監査報告書が作成提出されている。	25.経理規程 51.監事監査規程 52.令和4年度～　監事名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（ア）国庫補助金の受給はない。 （イ）各種補助金および助成金については、それぞれの補助事業等の規定（競輪補助事業の場合は、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」、「事務手続要領」等）および本連盟諸規程に基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受け、必要に応じ適切な対処を行っている。 （ウ）さらに、コンプライアンス規程第3条第1項第8号において、補助金および助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合には懲戒処分の対象としている。	
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	（ア）法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿　ほか）を事務所に常備し、要請に応じて開示できる状況を整えている。 （イ）事業・決算報告書をはじめ、各種規程、書類等を連盟ＨＰで開示している。	53.連盟HP（報告書掲載）
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	（ア）各種目における選手選考基準及び選考結果を本連盟ＨＰで開示している。	54.連盟HP（選考基準掲載例）
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	（ア）本連盟HPに掲載済	連盟HP 報告書関連 （https://jcf.or.jp/digest/report/）
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	（ア）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、利益相反を伴う重要な契約については、理事会へ報告をするとともに、法令に基づき決算報告書に記載している。 （イ）定款および各規程において、各種選任、選考または登録承認において特別な利害関係がある者を除外して議決する旨の規則を定めている。 （ウ）後述する本連盟における「利益相反ポリシー（令和元年度第２回理事会承認）」の制定に先立ち、前述（ア）については２０１９年度より、同（イ）については２０２０年度より運用を開始している。 （エ）現在は、利益相反ポリシーに基づき適切に管理を行っている。	55.一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 15.定款 56.利益相反ポリシー
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	（ア）2020年度第２回（６月開催）理事会にて「利益相反ポリシー」を承認済み。	57.利益相反ポリシー（連盟HP）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	（ア）平成３０年３月より不正行為等通報窓口を本連盟ＨＰに設置し、その一次窓口の運用を顧問弁護士とは異なる弁護士に委託し運用している。 （イ）通報相談窓口規程において、同窓口の周知徹底、通報者保護、守秘義務および不利益取扱の禁止を定めるとともに、前述の窓口担当弁護士との委託契約書において守秘義務を課している。また、担当する職員については就業規則により機密の厳守と漏洩の禁止を定めており、通報に関する事実調査および処分審査を行う調査委員会および審査委員会については調査委員会・審査委員会設置規程において守秘義務を課している。 （ウ）同通報窓口の利用対象については、通報相談窓口規程に定める者およびその関係者と定めており、組織の内外を問わず利用することができる。 （エ）このほか、外部の弁護士および学識経験者を含むコンプライアンス委員会において、通報のあった不正行為等への対処等について検証を行い、研鑽を重ねている。 （オ）令和３年度においては、８件の通報受付を行い、適切に対応している。 （カ）調査委員会および審査委員会にて取り扱った通報については調査委員会・審査委員会設置規程に基づき速やかに理事会へ報告を行っており、併せてすべての通報について、年度集計し処理概要を理事会および評議員会へ報告を行っている。	58.連盟HP（通報窓口） 59.通報相談窓口規程 60.通報窓口委託契約書 16.就業規則 61.調査委員会・審査委員会設置規程
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	（ア）費用の関係上、過半数には満たないものの、受付窓口、調査委員会および審査委員会に本連盟理事のほか、弁護士および学識経験者を必要数配置している。	62.R3・4調査委員会委員名簿 63.R3・4審査委員会委員名簿
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	（ア）懲罰制度および関連手続きを規定したコンプライアンス関連規程については、日本スポーツ仲裁機構が提供しているガイドラインに基づき、平成３０年度に全面的に見直しを行った。 （イ）コンプライアンス規程において、禁止行為、処分対象者および処分の内容を定めており、同規程は本連盟ＨＰおよび本連盟発行の競技規則集に掲載し周知を図っている。 （ウ）処分手続規程および同細則において、処分に至るまでの手続きを定めており、処分審査にあたっては対象者に対し、これらの規程を通知している。 （エ）処分手続規程および同細則において、処分審査対象者に対し、聴聞の機会を設けることと定めている。 （オ）処分手続規程および同細則において、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知すること定めている。	64.処分手続規程 65.処分手続規程細則 61.調査委員会・審査委員会設置規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	（ア）調査委員会・審査委員会設置規程において、調査委員と審査委員の兼務を禁止するとともに、両委員会にはそれぞれ法律に精通した有識者および競技に精通した者を配置すること、および処分を審査する審査委員会については本連盟に現に所属していない第三者委員を配置することを定めている。 （イ）現状、調査委員会は弁護士資格を有する委員１名を含む委員構成とし、審査委員会は弁護士資格を有する委員２名（１名は第三者委員）および学識経験者（第三者委員）を含む委員構成とし、ともに専門性および中立性を確保している。	15.コンプライアンス規程 66.処分手続規程 62.R3・4調査委員会委員名簿 63.R3・4審査委員会委員名簿
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	（ア）登録者規程および処分手続規程において、懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めており、日本スポーツ仲裁機構のＨＰにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。 （イ）登録者規程において、登録資格審査、競技会への参加資格および国際大会選手団派遣の決定について、日本スポーツ仲裁機構への不服申し立てることができる旨を明記している。 （ウ）日本スポーツ仲裁機構の規定に基づき、処分についての同仲裁機構への異議申し立てについては処分通知から６か月以内としている。	66.登録者規程 67.処分手続規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	（ア）本連盟では、処分における書面通知において、日本スポーツ仲裁機構へ不服を申し立てることができる旨を明記している。	68.処分結果通知書（抜粋墨入り）
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	現状、本連盟における緊急時対応の体制は、理事会または常務理事会もしくは各専門委員会としており、緊急時の連絡体制は確立しているが、ガバナンスコードで求められている事項について、すべて遵守できているとまでは言えない。 このため、２０２０年度中に、リスク管理規程を制定（令和2年度第2回理事会承認済み）し、同規程に基づき、初動体制の確立等を目的とした「危機管理マニュアル」を2021年6月1日に制定した。	69.緊急連絡簿 70.リスク管理規程 71.危機管理マニュアル
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去４年間において、本連盟内の重大不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。 今後、万が一発生した場合は、調査委員会および審査委員会にて対応することを想定している。	該当する内容がない
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去４年間において、本連盟内の重大不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	該当する内容がない
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（ア）加盟団体規程において、加盟団体の権利義務を定めている。 （イ）年２回開催する評議員会および年１回開催する加盟団体説明会において、組織運営および業務執行の適正化のために、スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の内容等を説明するとともに、同コードが求める地方組織等における法人格取得について具体的な手順を共有するなど積極的に推進を図っている。	33.加盟団体規程 15.コンプライアンス規程 72.連盟組織図 73.加盟団体説明会資料

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（ア）令和４年度は、加盟団体説明会を７月６・７日に実施しており、またJOC、日本スポーツ協会等からの情報も必要に応じ適宜共有している。	74.加盟団体説明会資料